



「変革2027の実現に向けた組織の再編について」に関する申し入れ 提出！！ ②

申27号

①からの続き

6. 12支社を「首都圏」「東北」「新潟」の3つのエリアに分けた場合においても、エリア職採用社員については、今施策により希望を伴わない配属支社外への異動は行わないこと。
7. 組合員の安全・健康を守るため、必要な要員を確保・配置し、適正な労働時間管理を行うこと。また、時間外労働の増加を防ぐこと。
8. 支社等企画部門から一部業務が現業機関へ移管されることにより現場の業務の在り方が大きく変化することから、主たる業務に専念できる環境とすること。
9. 企画部門が担当する業務の現業機関への移管にあたっては、支社等がサポート・指導するとともに各現業機関のマネジメントを行うこと。
10. 現業機関で行う企画業務等において、発生した損害に対して、組合員に責任を負わせることなく損害の弁償を求めないこと。また、収益目標の達成を義務化しないこと。
11. 職務手当の支給要件に該当する業務に従事する組合員は、専らその業務を行うこと。
12. 車両センター及び総合車両センターを各本部に集約した場合に、足ロス等による対応遅延が発生しないように、予備品の配置にあたっては各職場と連携して行うこと。
13. 今施策実施以降においても、「設備部門におけるメンテナンス体制の再構築」及び「見直し」施策時の、労使の議論経過を踏まえ、確認事項を遵守すること。また、各設備技術センターにおける安全管理の担当者は規程やルールに詳しく、パートナー会社に指導できる社員を配置すること。
14. 契約書類等、タイムリーな対応が求められることや専門的な知識を必要とすることから、総務系社員を現業機関に配置すること。
15. 職場の実態や声を基に、作業ダイヤや職場環境の改善等に取り組み、組合員・社員の「安全・健康・ゆとり」の確保に資する施策とすること。
16. 施策実施にあたっては、組合員・社員の施策内容への理解が深まっていない現状を受け止め、組合員・社員からの質問・意見等を聞く時間を十分に確保することを前提に、改めて丁寧な説明を行うこと。
17. 今施策実施以降においても、各機関で締結している労働協約等に則り、労使の議論経過を踏まえ、確認事項を遵守すること。
18. 施策実施前後において、課題等が発生した場合は労使双方が鋭意議論し解決すること。

「安全・健康・ゆとり」ある職場をつくり出していこう！！